

薬生発1206第1号
令和3年12月6日

株式会社日本バイオリサーチセンター
代表取締役社長 有賀 文彦 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



基準適合試験施設確認書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に係る「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成23年3月31日、薬食発0331第9号、平成23・03・29製局第7号、環保企発第110331011号）の別添「試験施設に関する基準適合確認実施要領」に基づき実施した査察等の結果、下記試験施設については、「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」（平成23年3月31日、薬食発0331第8号、平成23・03・29製局第6号、環保企発第110331010号）に定める「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準」に適合していることを確認します。

記

1. 試験施設の名称

株式会社日本バイオリサーチセンター 羽島研究所
株式会社日本バイオリサーチセンター 羽島研究所 修善寺分室

2. 試験施設の所在地

岐阜県羽島市福寿町間島6丁目104番地
静岡県伊豆市大野1868-23

3. 試験項目

毒性等試験 [慢性毒性試験、生殖能及び後世代に及ぼす影響に関する試験、催奇形性試験、変異原性試験、がん原性試験、哺乳類を用いる反復投与毒性試験、哺乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験]

4. 有効期間

令和6年11月14日までとする。